

静岡県庁温室効果ガス削減 アクションプラン

～県の率先行動！脱炭素社会の実現を目指して～



2023（令和5）年3月

目次

1 基本的事項	
(1) 計画策定の背景・趣旨	1
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画の目的	3
(4) 計画の期間	3
(5) 計画の対象とする範囲	3
(6) 計画の対象とする温室効果ガスの種類	4
2 前計画の取組実績	
(1) 前計画の概要・目標	5
(2) 温室効果ガス排出削減の実績	5
(3) エネルギー使用量の推移	7
(4) 今後の課題	7
3 計画の目標	
(1) 温室効果ガス排出量の削減目標	8
4 具体的な取組	
(1) 基本方針	9
(2) 具体的な取組内容	10
5 計画の推進、進捗管理	
(1) 推進体制・体系図	16
(2) 推進方法	18
(3) 公表	19
チェックシート・報告様式	20
参考資料	
参考1 基準年度における温室効果ガス排出状況	26
参考2 取組に関する参考資料	
2-1 燃料別の温室効果ガス（二酸化炭素）排出係数	28
2-2 ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）	29
2-3 施設設備の運用改善参考資料	30
2-4 省エネ法（2018年改正）	32
2-5 静岡県地球温暖化防止条例	34
2-6 県有施設への再生可能エネルギー等の導入実績	36
2-7 公用車への電動車の導入状況	39
2-8 電力の調達に係る環境配慮方針	40
2-9 グリーン購入の促進	41
2-10 ごみ削減作戦	42
参考3 推進体制・これまでの経緯	
3-1 静岡県地球温暖化対策推進本部	43
3-2 過去の計画と実績	45

1 基本的事項

(1) 計画策定の背景・趣旨

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから、最も重要な環境問題の一つとされ、既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月に公表されたIPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書では、人間活動の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、極端な高温や豪雨の増加などの気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

こうした中、2020年10月、国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。また、2021年4月には、従来目標を大きく引き上げ、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目指すと発表しました。

この目標達成に向けて、国として率先実行していくため、2021年10月に策定した「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（政府実行計画）では、政府の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに2013年度比で50%削減することを目指して掲げています。

本県においても、2021年2月、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを表明し、2022年3月に県全域で温室効果ガス排出削減に取り組む「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」を新たに策定しました。2030年度削減目標には、国の基準を上回る46.6%を設定しています。

これまで、県の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減については、「地球にやさしい新世紀行動計画」（2001年2月策定）、「新しずおかエコオフィス実践プラン」（2015年3月策定）等により進め、2018年3月からは新たに策定した「しずおかスマートオフィス実践プラン」に沿って、より積極的に取り組んでまいりました。

県自らが大規模な事業者であるという立場から、「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」の目標達成のため、率先して事務及び事業の実施により排出される温室効果ガスの削減を図ることを目指し、今回、新たに、計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

ア 地球温暖化対策の推進に関する法律における位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、都道府県及び市町村が定めることとされている「温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(地球温暖化対策地方公共団体実行計画)」として策定しています。

★地球温暖化対策地方公共団体実行計画

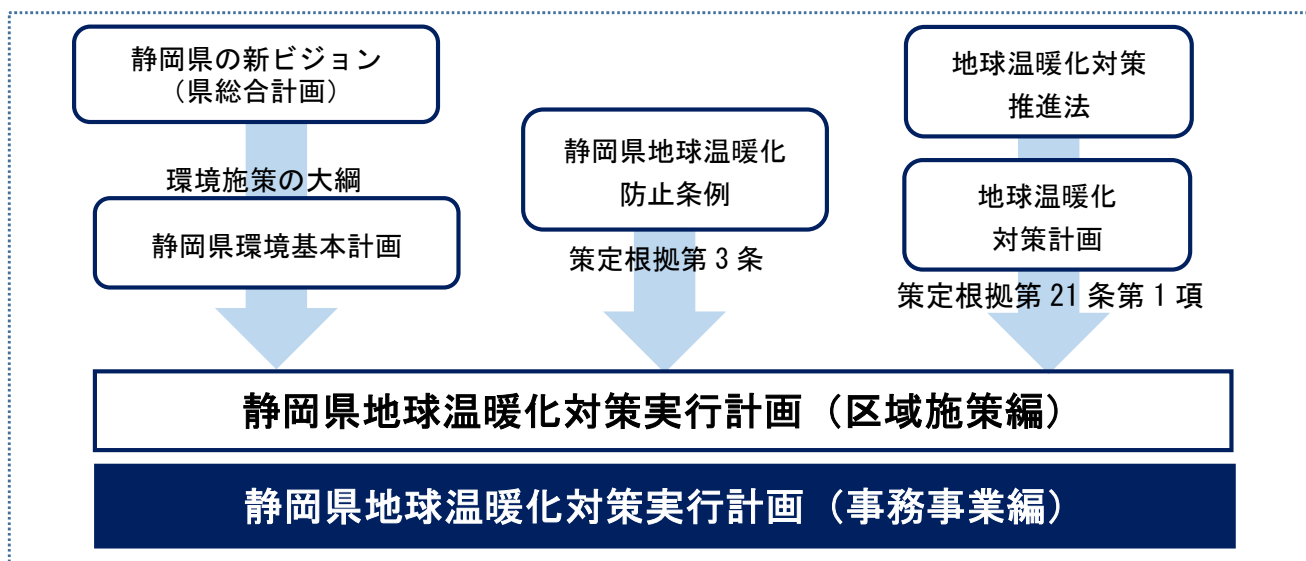
地域の温暖化対策を定める「区域施策編」と自らの温暖化対策を定める「事務事業編」に区分され、本プランは「事務事業編」に相当します。区域施策編として、本県では 2022 年 3 月に「第 4 次静岡県地球温暖化対策実行計画」を策定しています。

イ 地球温暖化防止条例における位置付け

静岡県地球温暖化防止条例第 3 条において規定する「県の責務として、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のために講ずる措置を計画的に推進するための方針」として、本計画を位置付けています。

ウ 本県の諸計画における位置付け

本計画は、県の最上位計画である「静岡県総合計画」や環境部門の大綱である「静岡県環境基本計画」の目標を達成するため、地球温暖化防止に向けた自発的行動の促進に関する方針を示すものとして位置付けています。



エ その他法令との関係

・省エネ法

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (省エネ法)」では、年間エネルギー使用量 1500k1 以上の事業者を特定事業者とし、中長期的に見て年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の低減を目指すこととしています。県も特定事業者に該当します。

・グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)」に従い策定した「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき、環境負荷の少ない物品の調達を行っています。国の基本方針の改訂に伴い、毎年、本県の方針も見直しています。

(3) 計画の目的

自らの事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減を図り、地域の温暖化対策を定める「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」の目標値を達成するために必要な取組を推進します。

また、県が率先して地球温暖化防止に取り組むことにより、県民、事業者、市町等の主体的な取組を促進します。

【第4次静岡県地球温暖化対策実行計画】

計画期間	2022（令和4）～2030（令和12）年度の9年間
策定年月	2022年3月
削減目標	長期：2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ 中期：2030年度に、2013年度比△46.6%

(4) 計画の期間

国の地球温暖化対策計画及び「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」に即し、2030年度末までの8年間を計画期間とします。

なお、目標や措置の進捗の程度及び地球温暖化対策に関する国計画や県実行計画を踏まえて弾力的に見直すこととします。

(5) 計画の対象とする範囲

知事部局、企業局、がんセンター局、議会事務局、各種委員会事務局、教育委員会（県立学校、教育施設等を含む。）、静岡県警察（警察本部、各警察署等）が行う事務事業を対象とします。

また、上記が所管する指定管理者制度導入施設についても対象とします。（以降、本プランの対象施設を「県」と表記します。）

なお、県が行う公共工事、外部で実施する県主催イベント、県の管理する道路に設置された道路照明及び信号機より排出される温室効果ガスについては、排出量の算定対象から除きますが、環境に配慮した業務執行に努めます。

※ 工事現場等の継続的に事業活動を行う工場等に該当しない区画において使用するエネルギー、道路に付帯する設備は、省エネ法に基づいて報告することとされているエネルギー使用量の算定対象外とされているため、これと整合を図ります。

(6) 計画の対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に基づき、次の5種類とします。

名 称		地球温暖化係数	主な用途
二酸化炭素 (CO ₂)		1	電気の使用、暖房用灯油や自動車用ガソリン等の燃料の燃焼等
メタン (CH ₄)		25	自動車の走行や燃料の燃焼、家畜、水田の耕作等
一酸化二窒素 (N ₂ O)		298	自動車の走行や燃料の燃焼等
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	12~14,800	冷蔵庫やエアコン、カーエアコンの使用及び廃棄等
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	電気設備、半導体の使用及び廃棄等

注) 地球温暖化係数は、各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものの

※ 地球温暖化対策推進法第2条第3項では、上記以外に、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの(PFCs)及び三ふっ化窒素(NF₃)も規定していますが、これらは半導体の製造工程等で使用されるものであり、県の事務事業により排出されることが想定されないため、対象外とします。

2 前計画の取組実績

職員の率先行動の継続と、より積極的に省エネにつながる賢い技術や手法を活用することにより、働きやすい職場環境を実現しながら無駄のないエネルギー消費を推進し、温室効果ガス排出量が少ないオフィスを実現するという趣旨から、名称を「しずおかスマートオフィス実践プラン」とし、県の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んできました。

(1) 前計画の概要・目標

前計画	しずおかスマートオフィス実践プラン
策定年月	2018（平成30）年3月
削減目標	2030（令和12）年度に温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で40%削減（2022年度の目安：2013年度比で28.5%削減）

(2) 温室効果ガス排出削減の実績

直近の2020（令和2）年度の温室効果ガス排出量は129,056t-CO₂で、2013（平成25）年度比削減率は29.1%となり、2022年度の目安である削減目標を前倒しで達成しています。

削減の要因として、各部局の夏季・冬季の重点期間を中心とした省エネ取組の実施や設備更新時の省エネ機器の導入、「静岡県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づく電力調達入札の実施に加え、電力の二酸化炭素排出係数が減少したこと等が考えられます。

2013年度 （基準年度） 温室効果ガス排出量	2020年度実績		2022年度 目標 （%）	2030年度 目標 （%）
	温室効果ガス 排出量	対基準年度比		
181,907 t-CO ₂	129,056t-CO ₂	▲29.1%	▲28.5%	▲40%

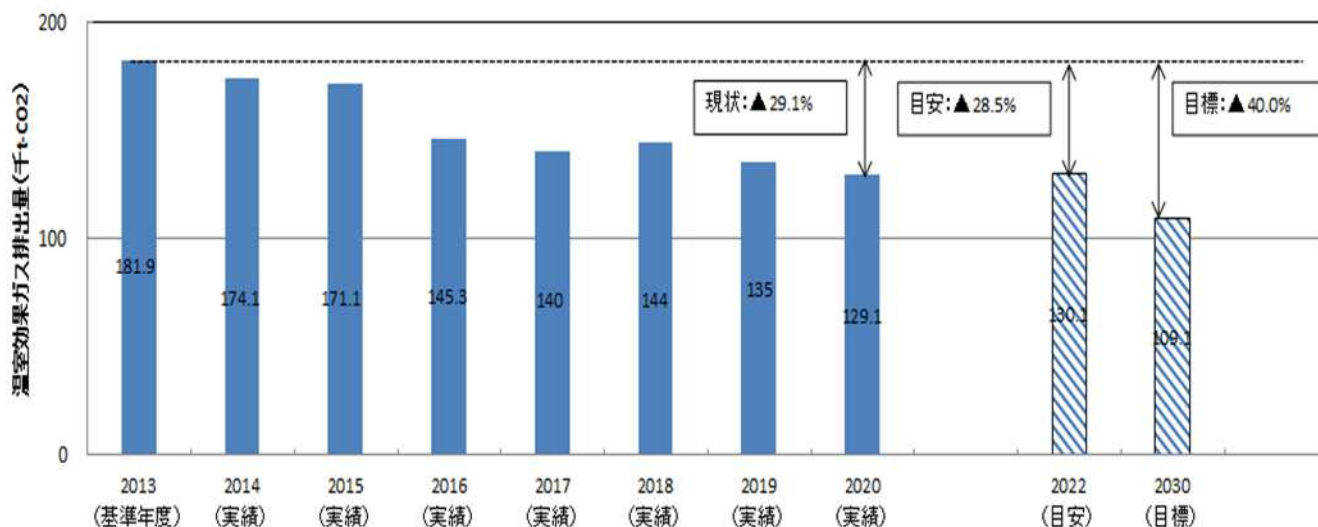


図 県の事務事業による温室効果ガス排出量の推移

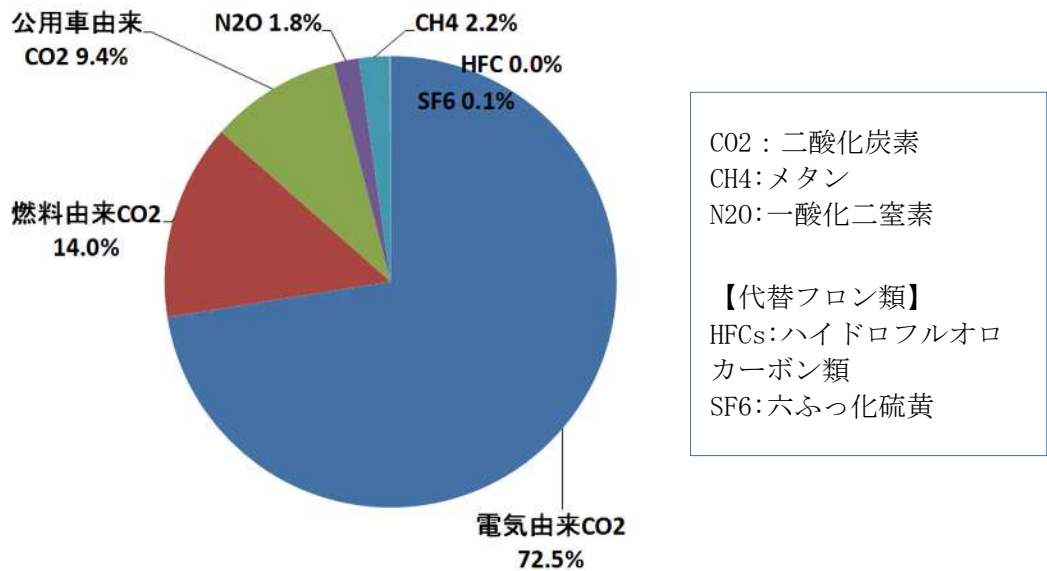


図 2020年度温室効果ガス 種類別排出量 内訳割合

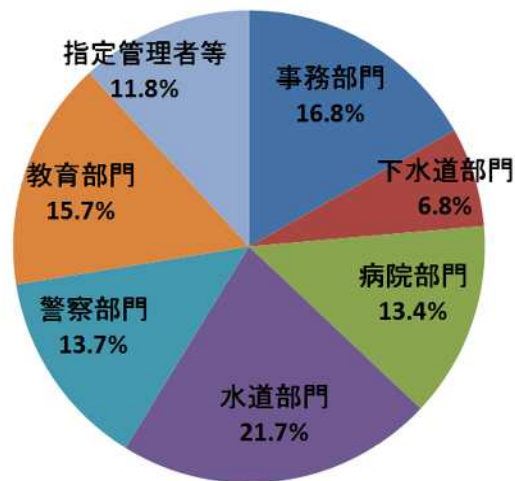


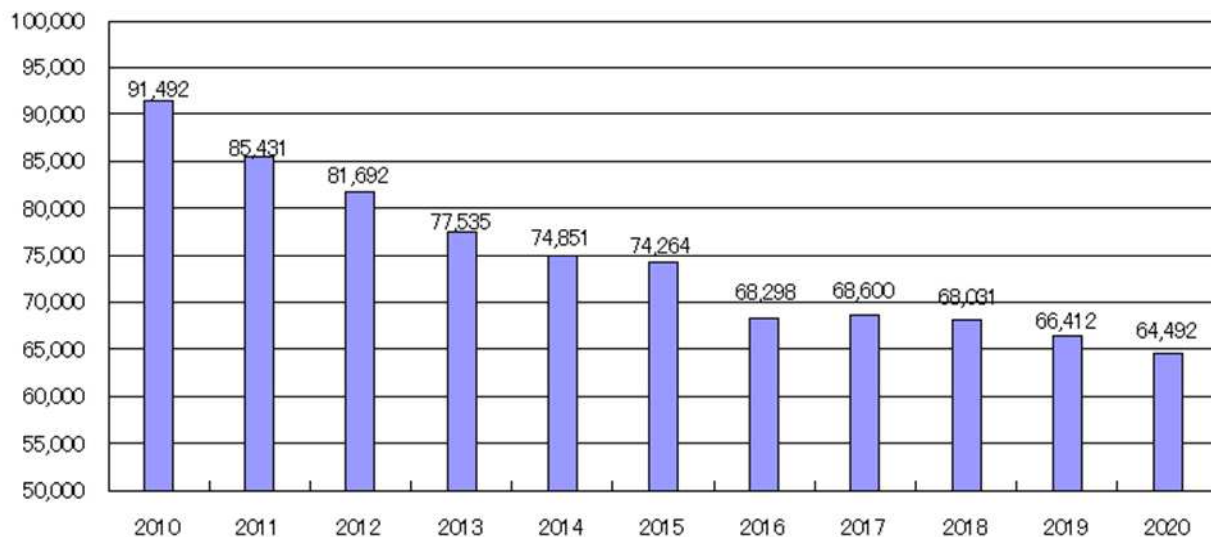
図 2020年度温室効果ガス 部門別排出量 内訳割合

<分類の詳細>

部門	内容
事務部門	一般的な県の事務事業を行っている部門（知事部局、議会事務局及び各種委員会事務局）
下水道部門	下水道処理関連施設
病院部門	静岡県がんセンター
水道部門	企業局
警察部門	静岡県警察（警察本部、各警察署等）
教育部門	教育委員会（県立学校、教育施設等）
指定管理者等	指定管理者制度を導入している施設のほか、防災無線局や大気測定局等の測定・観測機器等も含む

(3) エネルギー使用量の推移

二酸化炭素排出量は、エネルギー使用量等の活動量に、排出係数を乗じること
で求められます。2020年度の県全体のエネルギー使用量は、原油換算で2013年
度比16.8%削減の64,492k1となり、各部局による着実な省エネの取組により着
実に減少しています。



※知事部局、がんセンター局、企業局、教育委員会及び警察本部が国に提出しているデータを集計
※エネルギー使用量が正確に把握できる2010年度分より記載

図 エネルギー使用量(原油換算 単位:k1)の推移

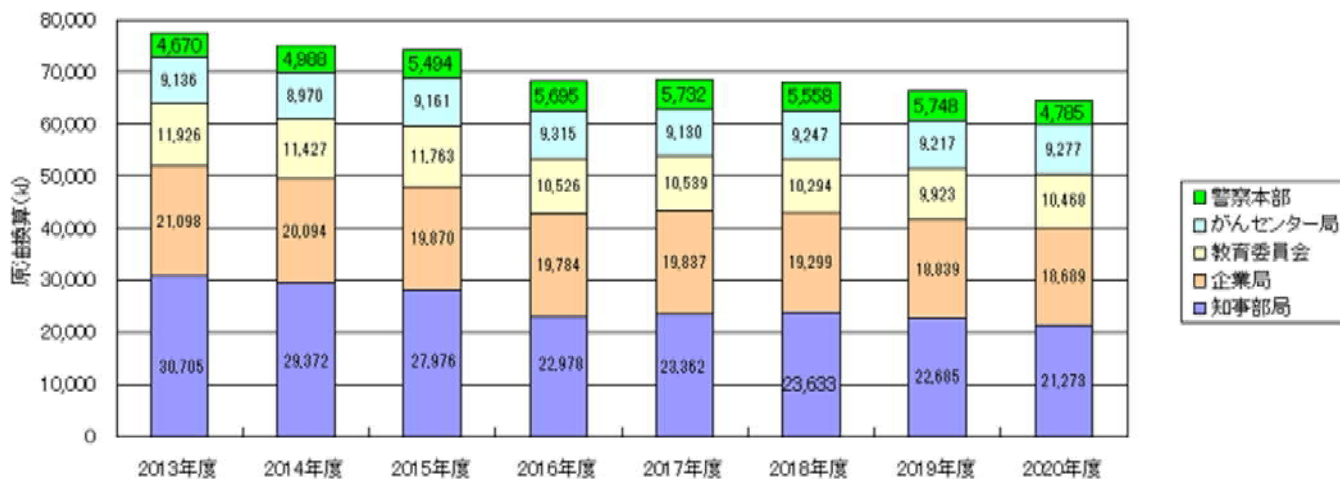


図 各部局におけるエネルギー使用量(原油換算 単位:k1)

(4) 今後の課題

今後、新型コロナウイルス収束後の社会経済活動の再開、熱中症対策、時差勤
務の実施に伴う空調使用の増加等により県有施設で消費されるエネルギーの増加
が予想されます。

そのため、各部局による更なる設備の効率的な運用や省エネ設備の導入、より
排出係数の低い電力の調達等に取り組む必要があります。

3 計画の目標

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標

【目標】

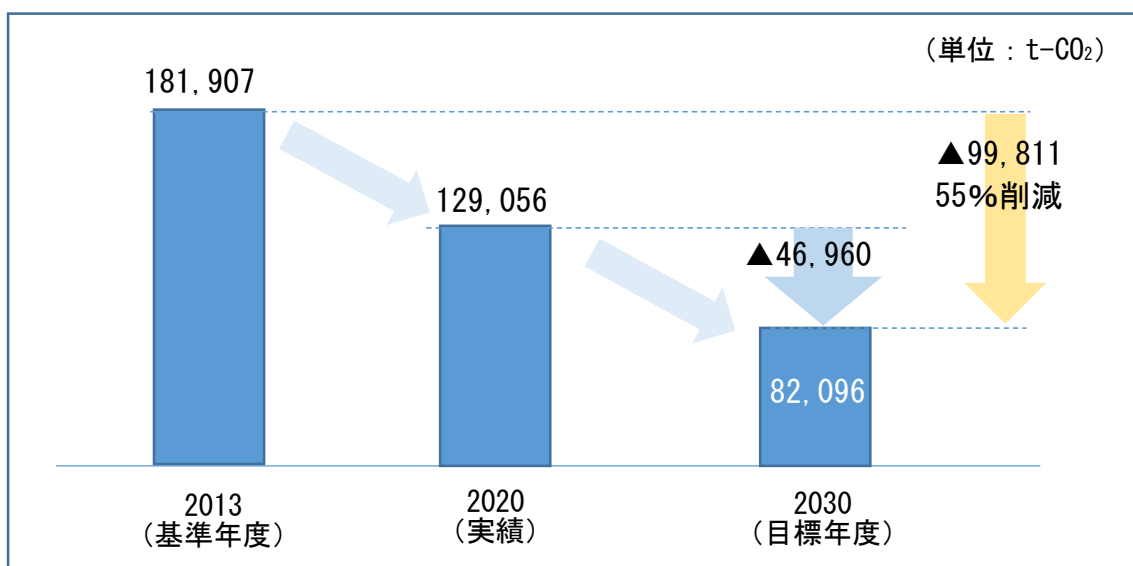
2030 年度に 2013（平成 25）年度比で **55%削減**

ア 基準年度

「第 4 次静岡県地球温暖化対策実行計画」と同様に、2013（平成 25）年度を基準年度とします。

イ 削減目標の考え方

- 「第 4 次静岡県地球温暖化対策実行計画（2022 年 3 月）」では、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46.6%削減することを目標としています。また、「政府実行計画（2021 年 10 月）」では、2030 年度の温室効果ガス削減目標を 2013 年度比 50%としています。
- これらの削減目標を踏まえつつ、2030 年度までの取組による削減見込量を算定し目標値を設定しました。



【削減見込量の内訳】

単位：t-CO₂

対策（2021～2030 年度）	削減見込量
庁舎・施設の統廃合、ZEB 化等	2,926
公用車の電動車化	4,683
再生可能エネルギー由来電力の導入・太陽光発電設備設置	6,094
省エネ法に基づく省エネ運営努力	8,570
電力の排出係数低減効果	22,480
その他	2,206
計	46,960

※ 端数調整の関係で合計値が一致しない場合がある。

4 具体的な取組

(1) 基本方針

3に掲げた2030年度の計画目標である「温室効果ガス排出量の2013年度比55%削減」を達成するためには、様々な社会変革に対応して働きやすい職場環境を実現しながら、より積極的に新たな省エネ技術や手法を活用した効果的な取組を実施する必要があります。

本プランでは、以下の方針に基づき取組を推進します。

【施策体系】

方針1 徹底した省エネ化、再生可能エネルギーの導入

県有施設のZEB化や省エネ機器の導入・活用をはじめとする徹底した省エネ化の推進とともに、再生可能エネルギーの率先導入や公用車の電動化を進めます。

- ア 施設整備・改修におけるZEB化等の推進
- イ 施設管理・運用における省エネ化の推進
- ウ 再生可能エネルギーの率先導入
- エ 公用車の電動化の推進

方針2 職員の率先行動の推進

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」等の考え方に基づき、職員一人ひとりが脱炭素社会の実現に向けた率行的な行動を行います。

方針3 環境に配慮した事業の推進（地球にやさしい取組の実施）

県の各種事業実施に当たって、温室効果ガスの削減・吸収につながるよう、吸収源対策や環境にやさしい技術の開発等、脱炭素に配慮した実施手法を導入します。

(2) 具体的な取組内容

方針1 徹底した省エネ化、再生可能エネルギーの導入

県有施設のZEB化★や省エネ機器の導入・活用をはじめとする徹底した省エネ化の推進とともに、再生可能エネルギーの率先導入や公用車の電動車化を進めます。

ア 施設整備・改修におけるZEB化等の推進

【具体的な取組】

県有建築物の新築・建替においては原則としてZEB Ready以上とし、改修の際には、温室効果ガス排出量が少なく、省エネ効果の高い技術を活用します。

○県有建築物のZEB化推進

- ・「脱炭素社会の実現に向けた県有建築物ZEB化設計指針」に基づき、新築・建替時には原則としてZEB Ready以上とすることにより、県有建築物の徹底した省エネ化等を推進する。(建築企画課、建築工事課、設備課)
- ・ZEB化する県有建築物については、BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)認証取得を原則とし、県自らの率先的取組として周知に努める。(各施設所管課、建築企画課、環境政策課)
- ・「県有建築物長寿命化設計ガイドライン」に基づき、省エネに配慮し、環境にやさしく長い期間快適に使うことができる県有建築物を整備する。(建築企画課、建築工事課、設備課)
- ・施設所管課・建築管理局・環境局担当課等、関係部局同士の連携により、ZEBの実現に向けた取組を推進する。(各施設所管課、建築企画課、建築工事課、設備課、環境政策課)

○改修時における省エネ化の推進

- ・既存県有建築物の省エネ性能の把握及び省エネ改修可能性調査を実施し、施設所管課に対して、各施設の状況に応じた省エネ改修工事を提案する。(建築企画課)
- ・省エネ改修工事は、中期維持保全計画に位置づける等、計画的に実施する。(建築企画課、資産経営課、庁舎管理担当所属)

○環境負荷の低い機器の選定

- ・新築、改修及び更新時においては、優先的に、温室効果ガス排出係数の低い燃料を使用する機器・設備を選定する。(設備課、庁舎管理担当所属) *参考資料2-1参照

○ふじさん工業用水道の施設統合

- ・富士川、東駿河湾の2つの工業用水道を事業統合したふじさん工業用水道において、経営の効率化を図るため、地形的に優位な水源の活用による施設統合を進め、省エネ化を図る。(水道企画課)

★ZEB(ゼブ: ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)とは

*参考資料2-2参照

断熱の強化、昼光利用などの自然エネルギーの積極的な活用及び高効率な設備システムの導入により、快適な室内環境を実現しながら、大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーの導入(創エネ)により、建物で使うエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建物のことです。削減率等により、4つに区分されています。

- ・『ZEB』 …省エネ+創エネで0%以下まで削減
- ・Nearly ZEB …省エネ+創エネで25%以下まで削減
- ・ZEB Ready …省エネで50%以下まで削減
- ・ZEB Oriented …省エネで70%以下又は60%以下まで削減(延床面積10,000㎡以上のみ)

イ 施設管理・運用における省エネ化の推進

【具体的な取組】

庁舎等の県有施設のファシリティマネジメントにおいて、適切な庁舎管理や省エネにつながる機器の活用など、徹底した省エネ化を推進します。

○ファシリティマネジメントの実施

- ・県有施設の総量最適化や維持管理経費の最適化など、県有施設を経営的視点で総合的に企画・管理・活用するファシリティマネジメントを推進する。(資産経営課)

○省エネ相談の窓口対応

- ・環境局担当課が省エネ相談窓口となり、各部局に支援制度等の情報提供を行う。(環境政策課)

〈庁舎管理担当所属における取組〉

○施設運用における省エネ化、見える化の推進 *参考資料 2-3 参照

- ・管理標準を利用し適切な施設管理を行う。なお、小規模な施設の一般的な設備に利用できる「包括的管理標準」の策定を進め、全ての施設への導入を目指す。
- ・デマンド監視装置★が設置されている施設においては、これを有効に活用し、最大電力の抑制と省エネ化を推進する。
- ・省エネ診断の報告結果を有効活用する。特に運用改善で実施可能な提案は可能な限り早く実施し、投資を伴う改善提案は予算措置の上、実施に努める。
- ・設備機器の更新時には、温室効果ガス排出係数の低い燃料を使用する、省エネ効果の高い高効率機器を選択する。

○照明器具のLED化・省エネ化

- ・2030年のLED照明導入100%達成のため、計画的にLED照明器具への更新を行う。
- ・照明のスイッチに点灯範囲を掲示し、必要な箇所・必要な時間のみ点灯する。
- ・業務に支障ない範囲で照明器具の間引きを行うとともに、照明器具を定期的に清掃する。(2灯用照明器具の場合、蛍光灯を1本のみを取り外すと、安定器・照明器具の種類によっては電圧がかかったままとなり危険なため、2本とも取り外すか、専門家に相談の上実施する。)
- ・トイレや利用頻度の低い廊下等は、人感センサーの導入を検討する。既に設置されている人感センサーは、設置箇所の使用頻度に応じて点灯時間を調整する。
- ・外灯の点灯時間を日照時間に応じて季節ごとに調整する。

○空調機器の省エネ化

- ・業務時間内は、室温を計測し、夏期：室温 28℃、冬期：室温 19℃、湿度：40%以上 70%以下を目安に、柔軟に冷暖房を運転する。
- ・冷暖房使用時は、新型コロナウイルス感染症対策や室内二酸化炭素濃度基準に配慮しながら、外気導入量を調整する。(建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管法)では、室内二酸化炭素濃度基準を 1,000ppm 以下としているため、遵守する。)
- ・空調機器や全熱交換器付換気扇、フィルターのこまめな清掃を実施する。
- ・空調の室内温度検出器(サーモセンサー)の近くに、コピー機等の発熱機器を置かない。室外機の周りに空気の流れを阻害する物を置かない。

★ デマンド監視装置とは

契約電力値の超過を防ぎ、電力の効率的利用を行うため、出力や使用電力量を常時監視し、あらかじめ設定した値を超えそうになると警報を鳴らして通知する装置。

- ・「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、空調機等の冷媒として使用されているフロン類について、定期点検・簡易点検を実施するとともに、適正に充填・回収を行う。

○エレベーターの省エネ化

- ・エレベーターが複数台ある場合は、時間外や閉庁日等、支障のない範囲で間引き運転を行う。

○指定管理手続き上での省エネ化等

- ・指定管理者の契約の際は、募集や協定書内容に省エネ、温室効果ガス排出削減への配慮を行うことを明記する。
- ・また、施設管理等の委託先に対して、省エネ・省資源等環境への配慮を指導する。

〈大規模排出施設における取組〉 *参考資料 2-4, 2-5 参照

○計画に基づく主体的な取組の実施

- ・大規模排出施設については、静岡県地球温暖化防止条例に基づく「温室効果ガス排出削減計画書」により主体的に温室効果ガス排出量の削減に取り組む。

ウ 再生可能エネルギーの率先導入

○再生可能エネルギー設備の導入 *参考資料 2-6 参照

- ・ふじのくにエネルギー総合戦略に基づき、県有施設への再生可能エネルギー発電設備の設置による自家消費等を推進する。(エネルギー政策課)
- ・特に、太陽光発電設備については、2030年度に設置可能な県有建築物の50%以上に設置することを目指し、新設の施設は原則設置(PPA等による民間活力導入を含む)とし、既存施設については可能な限り設置を進める。(環境政策課、各施設所管課)

○再生可能エネルギー由来電力の導入

- ・県有施設に再生可能エネルギー由来電力を率先して導入する。(電力入札実施課)

○バイオマス設備の導入

- ・地域の木質バイオマスの供給状況に配慮しつつ、県有施設における木質バイオマスの利用を促進する。(林業振興課)

エ 公用車の電動車化の推進 *参考資料 2-7 参照

- ・公用車の更新は電動車とし、2030年度までに全て電動車(代替可能な電動車がない場合等を除く)とすることを目指す。(用度課、車両管理所属)
- ・また、公用車の効率的な利用を推進するとともに、使用状況等を精査し、台数の削減を図る。(用度課、車両管理所属)
- ・電気自動車充電器を計画的に設置する。(エネルギー政策課)

方針2 職員の率先行動の推進

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」等の考え方に基づき、職員一人ひとりが脱炭素社会の実現に向けた率行的な行動を行います。

【具体的な取組】

○DX導入等による効率的な業務の推進

- ・テレワークの推進やWEB会議システムの活用等により、働き方改革を通じて業務の効率化を図る。
- ・定時退庁日、ワークライフバランスデーを徹底し、時間外勤務による電気使用量等の削減に努める。

○電気・燃料使用量の削減（通常業務での省エネ対策）

- ・照明は、必要な箇所・必要な時間のみ点灯する。（始業前、昼休み、時間外は必要な部分以外は消灯。トイレ、会議室、倉庫、更衣室等は未使用時は消灯。）
- ・パソコン、コピー機等は省エネモードを活用するとともに、退庁時は主電源を切る。
- ・冷房負荷の軽減のためブラインドを活用し、日射を遮蔽する。終業時には翌朝の空調負荷軽減のため、ブラインドを閉めて帰庁する。
- ・個別空調の消し忘れに注意する。
- ・クールビズ、ウォームビズを実践する。
- ・昇り2階、下り3階程度の移動はエレベータの使用を控え、階段を使用するよう努める。

○公用車燃料使用量の削減（出張時における取組）

- ・出張時には、公共交通機関の利用に努める。
- ・公用車を利用する際は、できるだけ低排出車（低燃費車、軽自動車、ハイブリッド車）を選択し、エコドライブを実践する。

○廃棄物排出量の削減、再資源化の推進

- ・紙類などのリサイクル可能なごみの分別を徹底し、可燃ごみを削減する。
- ・マイカップ、マイボトル、マイバッグを使用し、ごみを削減する。
- ・使用していない文具は、机の引き出しの中に眠らせておかず、消毒の上、共有する。

○水使用量の削減

- ・手洗いや歯磨きのときに水を流したままにしない。

○紙使用量の削減

- ・文書の共有化・電子化によるペーパーレス化を図る。
- ・コピー前後は必ずリセットを押し、ミスコピーを防止する。
- ・印刷は必要最小限の部数とし、両面コピーや集約機能を活用する。
- ・内部資料は、可能な限り裏紙を使用する。
- ・FAX送信票は可能な限り省略する。
- ・古封筒を繰り返し利用する。

方針3 環境に配慮した事業の推進（地球にやさしい取組の実施）

県の各種事業実施に当たって、温室効果ガスの削減・吸収につながるよう、吸収源対策や環境にやさしい技術の開発等、脱炭素に配慮した実施手法を導入します。

【具体的な取組】

○吸収源対策の実施

- ・「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針」に基づき県営林の森林整備を計画的に実施する。（森林整備課）
- ・“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」に基づき、県自らが率先して県産材を利用するとともに、市町の公共建築物や民間施設における利用拡大の取組を支援する。さらに、間伐材や製材工場から生じる端材などの利用を促進する。（林業振興課）
- ・「森林（もり）づくり県民税」を財源とした「森の力再生事業」により、公益性が高いにもかかわらず、森林所有者による整備が困難で、緊急に整備を行う必要がある荒廃森林の再生に取り組む。（森林計画課）
- ・県営公園、施設の整備時には緑化を推進する。（公園緑地課、各施設所管課）

○環境配慮契約 *参考資料 2-8 参照

- ・県有施設の電力調達において、「静岡県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、二酸化炭素排出係数や再生可能エネルギーの導入状況等を考慮した事業者選定を実施する。（電力入札実施課）
- ・なお、環境局担当課は、国方針の改正動向を考慮の上、本県の方針について改正を検討する。その他の業務への導入に関しては、国の動向も考慮の上、導入を検討する。（環境政策課）

○グリーン購入の推進 *参考資料 2-9 参照

- ・「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」及び「環境物品等調達方針及び調達目標」により、優先的にグリーン製品等を購入する。（環境政策課、用度課）
- ・物品納入業者等には、物品の簡易包装等環境への配慮を要請する。（用度課）

○公共工事における環境配慮

- ・工事入札時、エコアクション21やISOの取得事業者に対し評価点を加算することで、環境マネジメントシステムの導入を促す。（技術調査課）
- ・県有建築物の建設時の製造・運搬・建設等において排出される二酸化炭素排出量を削減するため、建設現場における脱炭素化の取組について評価する仕組みを導入する。（建築企画課）
- ・排出対策型など環境に配慮した建設機械等の使用に努める。（建築企画課、技術調査課）
- ・事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に位置づけられた資材、建設機械を積極的に使用する。（建築企画課、技術調査課）
- ・建設副産物等について、発生抑制・再利用・適正処理を推進する。（技術調査課）
- ・「静岡県における建設リサイクル推進計画」により、建設副産物の減量化・リサイクル等を推進する。（技術調査課）
- ・「静岡県リサイクル認定製品」の利用促進を図る。（技術調査課、廃棄物リサイク

ル課)

- ・「“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン」に基づき、県自らが率先して県産材を利用する。(林業振興課、建築企画課、技術調査課)
- ・県営公園、施設の整備時には緑化を推進する。(公園緑地課、各施設所管課)

○県関連施設における脱炭素化の推進

- ・港湾において、CNP（カーボンニュートラルポート）形成計画に基づき、ふ頭用地のヤードや上屋の照明のLED化を進めるなど、脱炭素化を推進する。(港湾整備課)

○イベントにおける環境配慮

- ・省エネ・省資源、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に配慮して運営する。
- ・可能な限り公共交通機関の利用に配慮した会場選定をし、来場者に自転車や公共交通機関の利用を呼び掛ける。
- ・環境に配慮したイベントであることをPRし来場者にも協力を呼び掛ける。

○化学肥料の削減

- ・亜硝酸態窒素削減のため、施肥方法等栽培技術の改善を研究、開発する。(農業戦略課)

○環境にやさしい技術の開発

- ・温室効果ガスの放出を抑制する家畜管理技術を開発する。(農業戦略課)

○廃棄物排出量の削減、再資源化の推進 *参考資料2-10参照

- ・本庁舎で実施している「ごみ削減作戦」を出先機関でも実施する。実施に際しては、担当課職員で構成する「ごみ削減ワーキンググループ」等での検討を進める。(廃棄物リサイクル課)

○水及びお湯使用量の削減

〈庁舎管理担当所属における取組〉

- ・節水コマや節湯シャワーヘッドの取り付けや自動水栓の導入を推進する。
- ・トイレには、節水型トイレ、流水擬音装置の導入を推進する。
- ・配管の水漏れ点検を実施する。

5 計画の推進、進捗管理

(1) 推進体制・体系図

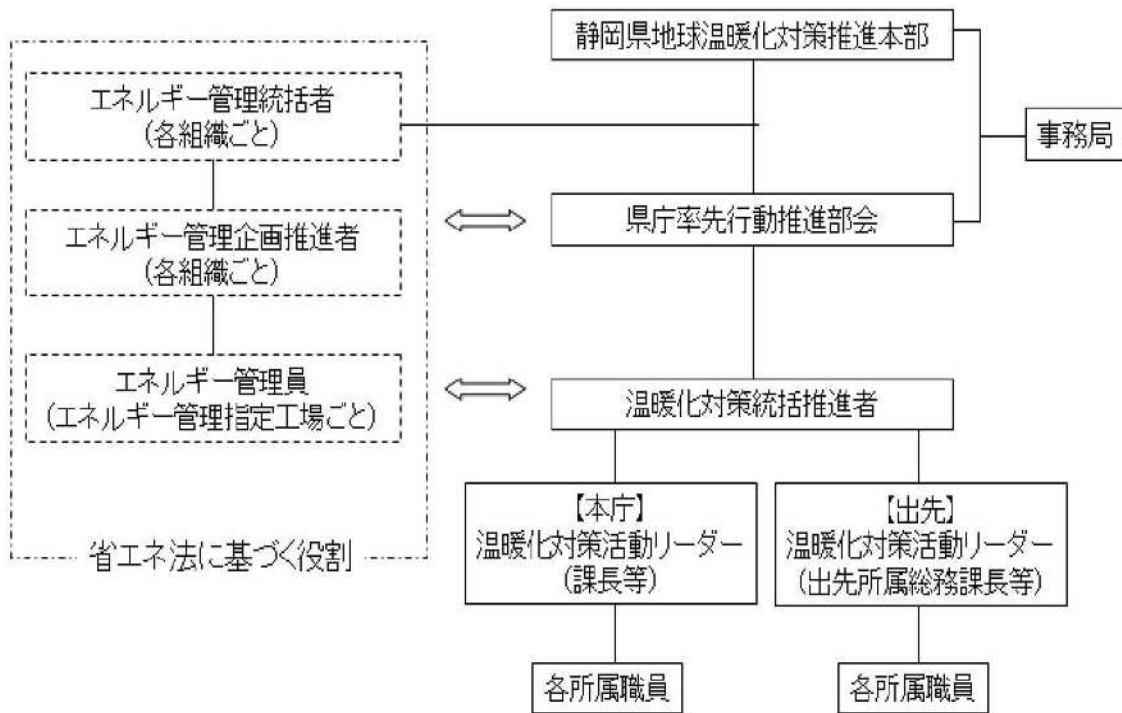
次の体制によりプランを推進します。

区分		構成員等	役割
管理組織	静岡県地球温暖化対策推進本部	本部長 副知事 副本部長 暮らし・環境部長 本部員 各部局長	<ul style="list-style-type: none"> 進捗管理 実績評価 県温暖化対策実行計画に関する決定
	静岡県地球温暖化対策推進本部県庁率先行動推進部会	部会長 環境局長 部会員 各部局総務課長 等	<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定・見直し 是正措置の検討 実施状況等の把握 省エネ推進方針の決定

区分		構成員等	役割
行動組織	温暖化対策統括推進者	各部局総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 部局内推進体制の統括
	温暖化対策活動リーダー	本庁 課長等 出先 総務課長又は相当職	<ul style="list-style-type: none"> 職員等への周知・改善指導 所属による取組の推進 実施状況の把握、点検
	職員	各所属職員	<ul style="list-style-type: none"> 率先行動の実践 自己点検 行動内容の改善

区分		役割
事務局	暮らし・環境部 環境局環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> 実績の取りまとめ 先進事例等情報収集・提供 プラン取組実績の公表 省エネ法推進関係事務

<推進体制系統図>



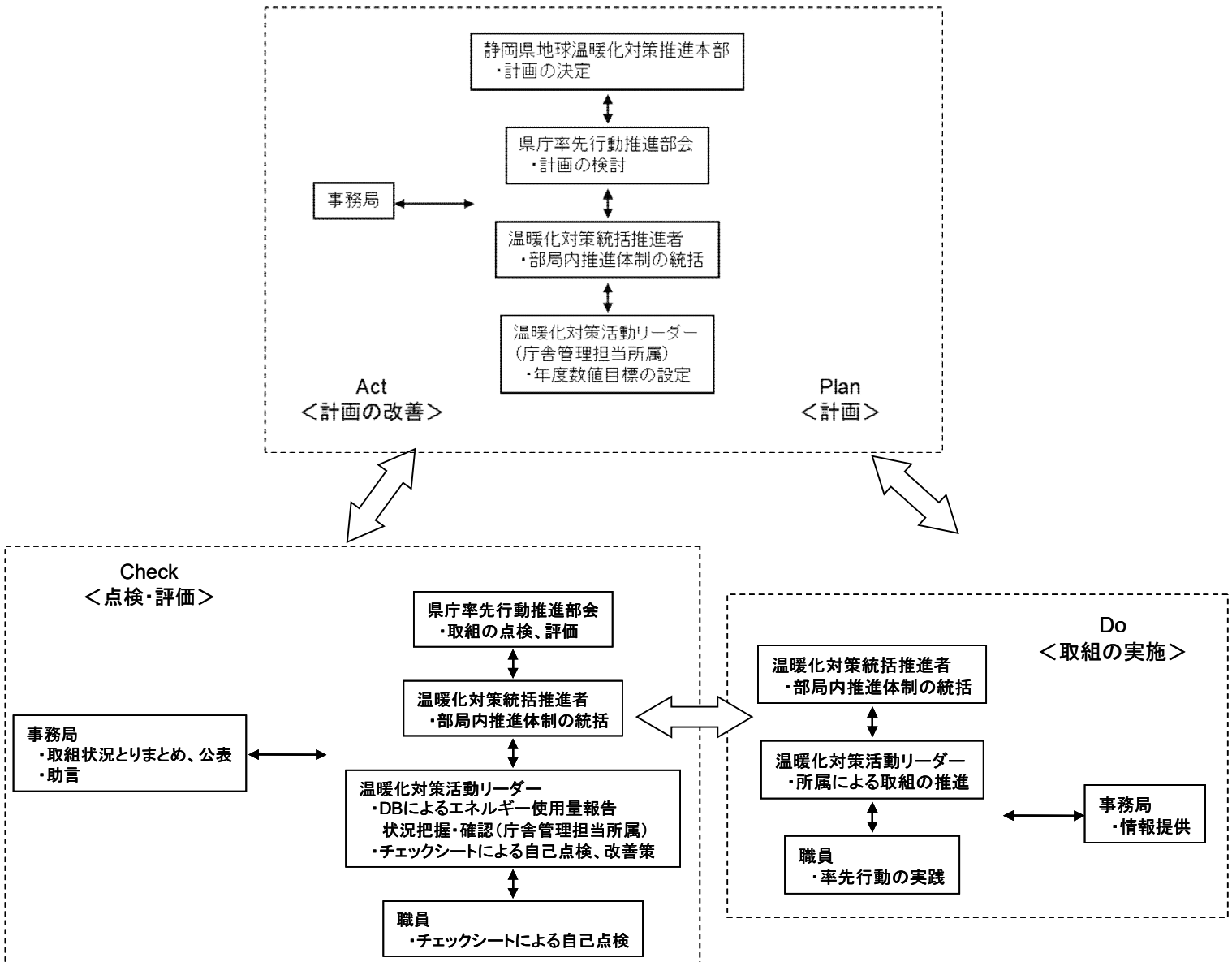
※省エネ法に基づく役割

*参考資料 2-4 参照

選任された者	役割	備考
エネルギー管理統括者	①経営的視点を踏まえた取組の推進 ②中長期計画のとりまとめ ③現場管理に係る企画立案、実務の統制	各組織（知事部局・企業局・がんセンター局・教育委員会・静岡県警察）ごとに選任
エネルギー管理企画推進者	エネルギー管理統括者の補佐	
エネルギー管理員	エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等を管理	エネルギー管理指定工場ごとに選任

(2) 推進方法

本計画は、PDCA サイクルの運用により推進し、継続的な取組の改善を図ります。



ア Plan (計画)

県庁率先行動推進部会において計画の内容を検討し、静岡県地球温暖化対策推進本部にて決定します。

庁舎管理担当所属の温暖化対策活動リーダーは、年度当初に当該年度の数値目標を設定します。それを温暖化対策統括推進者がとりまとめ、事務局に報告します。

イ Do (取組の実践と支援)

各所属及び職員は、数値目標に向かい、計画に従って取り組みます。

事務局は、SDO 掲示板や研修会により省エネに有効な情報を提供することで、取組を支援します。

ウ Check（取組の点検・評価）

庁舎管理担当所属及び温室効果ガスを排出する事務事業を行っている所属（公用車を管理している・家畜を飼育している・化学肥料を使用している等）は、毎月、温室効果ガス算定データベースを用いて（指定管理施設等、データベースが使用できない施設については、年に一度報告書により）エネルギー使用量等を報告するとともに、月ごと・年度ごとのエネルギー使用量の変化を把握し、必要に応じて対策をとります。

職員及び温暖化対策活動リーダーは、温室効果ガス算定データベースの所属個別帳票やチェックシート等を用いて排出量実績や取組を点検し、その結果を踏まえ、改善策を立てます。それを温暖化対策統括推進者がとりまとめ、事務局に報告します。

事務局は、温暖化対策統括推進者及び温室効果ガス算定データベースによる報告を把握し、必要に応じて各部局に確認を行います。また、各施設の温室効果ガス排出量の前年度実績を提供します。

部会では、事務局が把握した状況を基に、各部局の取組の点検・評価を行い、その結果を受けて、事務局から必要に応じ各部局に助言を行います。

エ Act（計画の改善・施策の検討）

部会は、各部局の取組結果や国における地球温暖化対策の情勢等を考慮し、計画の改善や新たな施策を検討します。

庁舎管理担当所属の温暖化対策活動リーダーは、当年度の取組及び数値目標の達成状況を考慮し、翌年度の数値目標を設定します。

(3) 公表

計画の進捗状況について、毎年度1回、ホームページ等により公表します。

チェックシート・報告様式

率先行動の取組チェックシート（SDO アンケート形式）

作成者：全所属の職員個人（温暖化対策活動リーダーは入力呼びかけ）

様式1：庁舎管理に係る取組チェックシート

作成者：庁舎管理担当所属の温暖化対策活動リーダー（職員が常駐する施設）

提出先：温暖化対策統括推進者→事務局

様式2：庁舎管理の取組状況報告書

作成者：庁舎管理担当所属の温暖化対策活動リーダー（職員が常駐する施設）

提出先：温暖化対策統括推進者→事務局

様式3：部局取組状況報告書

作成者：温暖化対策統括推進者（職員が常駐する施設のある部局）

作成方法：様式2をとりまとめ

提出先：事務局

取組項目		自己評価
業務効率化	1	テレワークの推進やWEB会議システムの活用等により、働き方改革を通じて業務の効率化を図る。
	2	定時退庁日、ワークライフバランスデーを徹底し、時間外勤務による電気使用量等の削減に努める。
省エネルギー対策	3	照明は、必要な箇所・必要な時間のみ点灯する。(始業前、昼休み、時間外は必要な部分以外は消灯。トイレ、会議室、倉庫、更衣室等は未使用時は消灯。)
	4	パソコン、コピー機等は省エネモードを活用するとともに、退庁時は主電源を切る。
	5	冷房負荷の軽減のためブラインドを活用し、日射を遮蔽する。終業時には翌朝の空調負荷軽減のため、ブラインドを閉めて帰庁する。
	6	個別空調の消し忘れに注意する。
	7	クールビズ、ウォームビズを実践する。
	8	昇り2階、下り3階程度の移動はエレベータの使用を控え、階段を使用するよう努める。
公用車	9	出張時には、公共交通機関の利用に努める。
	10	公用車を利用する際は、できるだけ低排出車(低燃費車、軽自動車、ハイブリッド車)を選択し、エコドライブを実践する。
廃棄物削減	11	紙類などのリサイクル可能なゴミの分別を徹底し、可燃ゴミを削減する。
	12	マイカップ、マイボトル、マイバッグを使用し、ゴミを削減する。
	13	使用していない文具は、机の引き出しの中に眠らせておかず、消毒の上、共有する。
水	14	手洗いや歯磨きのときに水を流したままこしない。
紙	15	文書の共有化・電子化によるペーパーレス化を図る。
	16	コピー前後は必ずリセットを押し、ミスコピーを防止する。
	17	印刷は必要最小限の部数とし、両面コピーや集約機能を活用する。
	18	内部資料は、可能な限り裏紙を使用する。
	19	FAX送信票は可能な限り省略する。
	20	古封筒を繰り返し利用する。
る(会場品該当あり)	21	「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」及び「環境物品等調達方針及び調達目標」により、優先的にグリーン製品等を購入する。
	22	物品納入業者等には、物品の簡易包装等環境への配慮を要請する。
当イベント会場(該当)	23	省エネ・省資源・3Rに配慮して運営する。
	24	可能な限り公共交通機関の利用に配慮した会場選定をし、来場者に車や公共交通機関の利用を呼び掛ける。
	25	環境に配慮したイベントであることをPRし、来場者にも協力を呼び掛ける。

合計点数	0点
------	----

* 合計点数が上昇するよう、継続して取組を実施しましょう。

評価の目安		点数
A	常に実施した・徹底して実施した(100%)	3
B	概ね実施した(70%以上)	2
C	時々実施した(30%以上)	1
D	ほとんど実施できなかった(30%未満)	0
-	該当の機会がなかった	-

庁舎管理に係る取組チェックシート

所属名: _____
 管理する施設名: _____
 作成者氏名: _____
 電話番号: _____

区分	取組項目	自己評価
庁舎管理	1 管理標準を利用し適切な施設管理を行う。	
	2 デマンドメーターが設置されている施設においては、これを有効に活用し、最大電力の抑制と省エネ化を推進する。	
	3 省エネ診断を受診した場合、省エネ診断の報告結果を有効活用する。特に運用改善で実施可能な提案は可能な限り早く実施し、投資を伴う改善提案は予算措置の上、実施に努める。	
	4 設備機器の更新時には、温室効果ガス排出係数の低い燃料を使用する、省エネ効果の高い高効率機器を選択する。	
	5 計画的にLED照明器具への更新を行う。	
	6 照明のスイッチに点灯範囲を掲示し、必要な箇所・必要な時間のみ点灯する。	
	7 業務に支障ない範囲で照明器具の間引きを行うとともに、照明器具を定期的に清掃する。	
	8 トイレや利用頻度の低い廊下等は、人感センサーの導入を検討する。既に設置されている人感センサーは、設置箇所の使用頻度に応じて点灯時間を調整する。	
	9 外灯の点灯時間を日照時間に応じて季節ごとに調整する。	
	10 業務時間内は、室温を計測し、夏期:室温28℃、冬期:室温19℃、湿度:40%以上70%以下を目安に、柔軟に冷暖房を運転する。	
	11 冷暖房使用時は、新型コロナウイルス感染症対策や室内二酸化炭素濃度基準に配慮しながら、外気導入量を調整する。	
	12 空調機器や全熱交換器付換気扇、フィルターのこまめな清掃を実施する。	
	13 空調の室内温度検出器(サーモセンサー)の近くに、コピー機等の発熱機器を置かない。室外機の周りに空気の流れを阻害する物を置かない。	
	14 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、空調機等の冷媒として使用されているフロン類について、定期点検・簡易点検を実施するとともに、適正に充填・回収を行う。	
	15 エレベーターが複数台ある場合は、時間外や閉庁日等、支障のない範囲で間引き運転を行う。	
	16 電力を入札により調達する場合は、「静岡県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、二酸化炭素排出係数や再生可能エネルギーの導入状況等を考慮した事業者選定を実施する。	
	17 節水コマや節湯シャワーヘッドの取り付けや自動水栓の導入を推進する。	
	18 トイレには、節水型トイレ、流水擬音装置の導入を推進する。	
	19 配管の水漏れ点検を実施する。	
	20 施設管理等の委託先に対して、省エネ・省資源等環境への配慮を指導する。	
合計(自動計算)		○ 点

- ・合計点数が上昇するよう、継続して取組を実施しましょう。
- ・様式2と併せ、温暖化対策統括推進者に提出してください。

評価の目安		点数
○	実施した	3
△	一部実施した	1
×	実施できなかった	0
-	該当の機会がなかった	-

庁舎管理の取組状況報告書

所属名: _____
 管理する施設名: _____
 報告書作成者名: _____
 電話番号: _____

1 庁舎管理に関して実施した取組のうち、特に効果が大きかったものを記載してください。

例: デマンドメーターの警報発生時の対応ルールを定めたことで、運用が徹底され、最大電力量を10kW下げることができた。

例: 照明点灯範囲を記載した図をスイッチ付近に掲示したことで、不要箇所の消灯が徹底された。

2 様式1による点検結果を踏まえ、今後実施予定の改善策を具体的に記載してください。

例: 省エネ診断で提案された〇〇を実践する。

例: 空調機のフィルタ清掃を月1回実施する。

3 上記2以外で、今後実施予定の施設・整備の省エネ対策がある場合は、内容と時期を記載してください。

例: トイレ改修工事において、人感センサーによる照明を導入する予定。(R〇～〇年度予定)

例: 窓ガラスの飛散防止フィルムの更新に当たり、西面ガラスには日射調整機能のあるものを採用予定。(R〇年度予定)

4 数値目標

(1) 昨年度の実績

	〇年度目標	〇年度実績	達成率
電気使用量			
(個別に設定した燃料)〇〇			

(2) 今年度の目標

	△年度目標	H25実績	H25年度比
電気使用量			
(個別に設定した燃料)〇〇			

※様式1と併せ、温暖化対策統括推進者に提出してください。

部局取組状況報告書

部局名: _____
 課名: _____
 氏名: _____
 電話番号: _____
 報告書作成者: _____

1 昨年度の実績・今年度の数値目標

様式2に記載された各施設の実績及び目標をとりまとめ記載してください。
電気使用量

	施設名	実績			目標			燃料名	その他燃料					
		○年度目標	○年度実績	達成率	△年度目標	H25実績	H25年度比		○年度目標	○年度実績	達成率	△年度目標	H25実績	H25年度比
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
	合計													

2 エネルギー使用状況等の変更
 今後3年間程度のうち、エネルギー使用状況に変更があると思われる施設があれば、施設名・変更の概要・時期を記載してください。

施設名	概要	時期
(例)○○センタ	新設	H30.9事務部門開始、H31.1開始
(例)○○研究所	既存施設の大規模改修	H29.10～H30.9工事

※様式3及び、各施設が作成した様式1・2を事務局に提出してください。

参考資料

参考1	基準年度における温室効果ガス排出状況	26
参考2	取組に関する参考資料	
2-1	燃料別の温室効果ガス（二酸化炭素）排出係数	28
2-2	ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）	29
2-3	施設設備の運用改善参考資料	30
2-4	省エネ法（2018年改正）	32
2-5	静岡県地球温暖化防止条例	34
2-6	県有施設への再生可能エネルギー等の導入実績	36
2-7	公用車への電動車の導入状況	39
2-8	電力の調達に係る環境配慮方針	40
2-9	グリーン購入の促進	41
2-10	ごみ削減作戦	42
参考3	推進体制・これまでの経緯	
3-1	静岡県地球温暖化対策推進本部	43
3-2	過去の計画と実績	45



参考1 基準年度における温室効果ガス排出状況

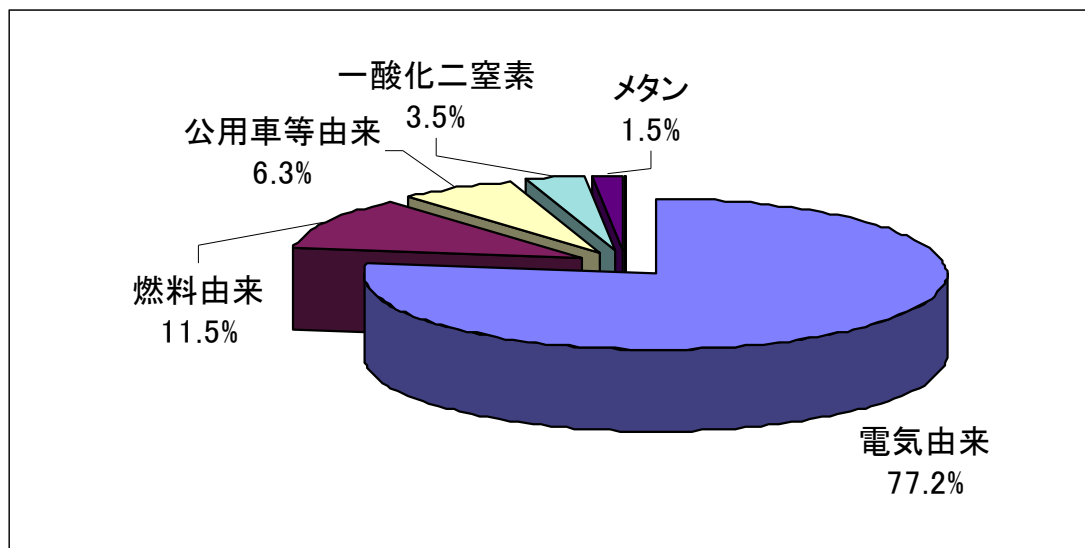
本プランの基準年度（2013（平成25）年度）における温室効果ガス排出量は、181,907 t-CO₂です。電力排出係数は2012（平成24）年度の0.519kg-CO₂/kWhを用いています。

(1) 温室効果ガスの種類別内訳

県庁の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量を種類別に分けると、95%を二酸化炭素が占めています。二酸化炭素については、さらに由来別に分類しています。

区 分	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	主な排出源
二酸化炭素	172,741	95.0	
電気由来	140,377	77.2	照明、空調
燃料由来	20,856	11.5	空調
公用車等由来	11,508	6.3	公用車、船舶燃料
一酸化二窒素	6,337	3.5	公用車燃料、家畜排泄物等、肥料、下水処理
メタン	2,780	1.5	公用車燃料、家畜排泄物等、下水処理
HFC	42	0.0	カーエアコンからの自然漏えい
六ふっ化硫黄	7	0.0	大型変圧器からの自然漏えい
計	181,907	100.0	

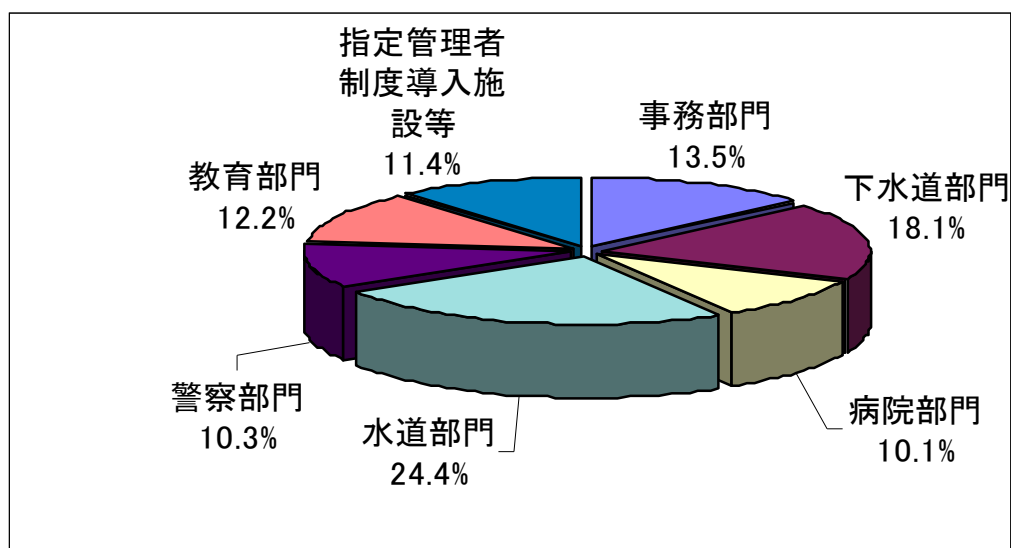
○温室効果ガス排出量の種類別の構成比（グラフ）



(2) 事業部門別排出量

部 門	排出量 (t-CO2)	構成比 (%)
事務部門	24,539	13.5%
下水道部門	32,900	18.1%
病院部門	18,456	10.1%
水道部門	44,450	24.4%
警察部門	18,726	10.3%
教育部門	22,154	12.2%
指定管理者制度導入施設等	20,682	11.4%
計	181,907	100%

○温室効果ガス排出量の部門別構成比（グラフ）



参考2 取組に関する参考資料

2-1 燃料別の温室効果ガス（二酸化炭素）排出係数

- ・燃料を燃焼させる際に、得られる熱量に対して排出される二酸化炭素や炭素の量の割合を排出係数といいます。排出係数が低いほど、得られる熱量当たりの二酸化炭素（温室効果ガス）排出量が少なくなります。
- ・例えば、石炭（一般炭）、原油、天然ガスを比較した場合、同量の熱量を得るための二酸化炭素排出量の比率は、石炭（一般炭）：原油：天然ガス（LNG）=10：7.5：5.5となり、石炭より原油、原油より天然ガスを使った設備を選択した方が温室効果ガスの排出量が少なくなります。

【排出係数一覧】

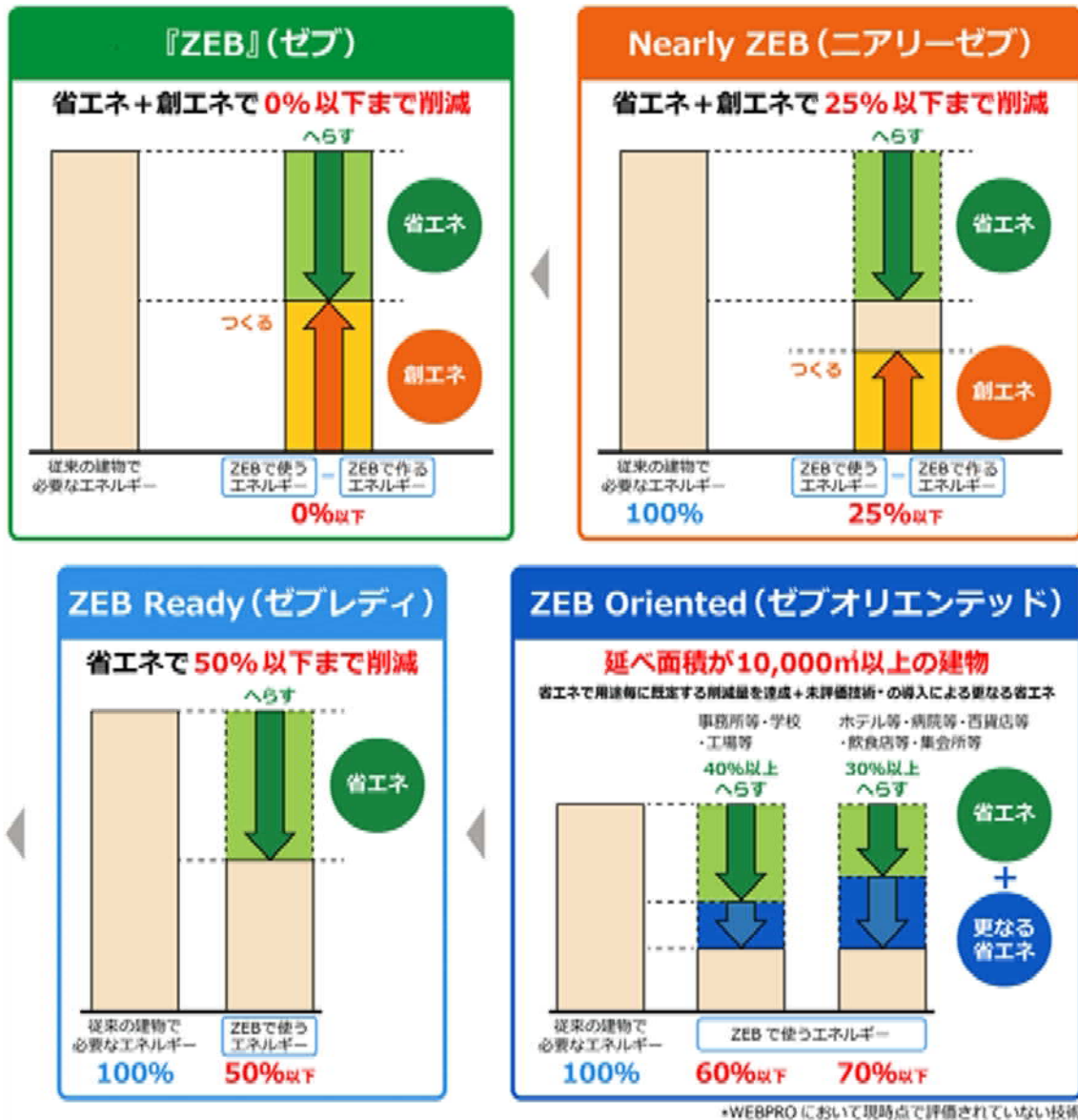
エネルギーの種類		排出係数		
		数値	単位	
燃料	原油（コンデンセートを除く。）		0.0187	t-C/GJ
	原油のうちコンデンセート（NGL）		0.0184	t-C/GJ
	揮発油（ガソリン）		0.0183	t-C/GJ
	灯油		0.0185	t-C/GJ
	軽油		0.0187	t-C/GJ
	A重油		0.0189	t-C/GJ
	B・C重油		0.0195	t-C/GJ
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	0.0161	t-C/GJ
		石油系炭化水素ガス	0.0142	t-C/GJ
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	0.0135	t-C/GJ
		その他の可燃性天然ガス	0.0139	t-C/GJ
	石炭	原料炭	0.0245	t-C/GJ
		一般炭	0.0247	t-C/GJ
無煙炭		0.0255	t-C/GJ	
都市ガス		0.0136	t-C/GJ	
熱	産業用蒸気		0.060	t-CO ₂ /GJ
	産業用以外の蒸気		0.057	t-CO ₂ /GJ
	温水		0.057	t-CO ₂ /GJ
	冷水		0.057	t-CO ₂ /GJ
電気		各電力会社から公表される基礎排出係数又は代替値に千を乗じたもの	t-CO ₂ /千kWh	

2-2 ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

(1) ZEBの定義

断熱の強化、昼光利用などの自然エネルギーの積極的な活用及び高効率な設備システムの導入により、快適な室内環境を実現しながら、大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーの導入（創エネ）により、建物で使うエネルギー消費量の収支をゼロにすることを旨とした建物のことです。

削減率等により、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented に区分されています。



(2) 本県における取組

本県では、令和3年2月に完成した御前崎港管理事務所において、県内の公共建築物では初となるZEB認証（ZEB Ready）を取得しました。

また、県有建築物のZEB化を推進するため、コスト等を考慮した効果的な省エネ手法等を定めた「脱炭素社会の実現へ向けた県有建築物ZEB化設計指針」を令和5年3月に策定しました。本指針では、県有建築物の新築・建替において、原則としてZEB Ready以上とすることを明記しています。

2-3 施設設備の運用改善参考資料

施設の設備の運用改善による省エネ事例として参考になる資料を掲載します。

庁舎管理受託者や保守管理業務受託者と情報共有し、協力を得ながら省エネ対策に役立ててください。

(1) 既存県有施設の省エネルギー対策（静岡県）

既存県有施設に対し改善提案した省エネ対策のうち、改善実施率が高かったものを中心に、施設管理者向けにまとめた事例集です。

既存県有施設の省エネルギー対策

～省エネルギー診断における改善事例より～



平成30年6月作成
令和4年3月改訂

静岡県交通基盤部建築管理局設備課

もくじ

1 運用改善による事例	
（運用1）不要な照明の消灯	3
（運用2）外灯の点灯時間の適正化	4
（運用3）デマンド監視装置による電力管理（見える化）	5
（運用4）空調の設定温度の適正化	6
（運用5）電気室・機械室のファンの運転の適正化	7
（運用6）燃焼機器の空気比の改善	8
（運用7）外気取入量の削減	9
（運用8）吸収式冷温水発生機の冷水出口温度の改善	10
（運用9）空調中央熱源の予熱運転の活用による運転時間短縮	11
2 小額投資による事例	
（投資1）照明器具のLED化	12
（投資2）Vベルトを省エネベルトへ交換	13
（投資3）居所的な部屋の個別空調化	14
3 間違った省エネ事例	
（間違い1）蛍光灯の取り外し	15
（間違い2）既存照明器具の改造によるLED化	16

各事例について、「取組やすさ」と「省エネ効果」のレベルの目安を下記のように示しています。

取 組	効 果
易しい：★★★★	大きい：★★★★
ふつう：★★★	ふつう：★★★
難しい：★	小さい：★

(2) ビルの省エネルギーガイドブック（一般財団法人省エネルギーセンター）

省エネの進め方や基本的な省エネ対策と効果試算、チューニング方法などをまとめた資料です。毎年度更新されます。

目次

I. 省エネルギーの意義と進め方

1. カーボンニュートラルへの第一歩となる省エネ活動
2. 省エネルギーの進め方
3. ビルの省エネルギーチェック項目
4. 省エネルギー診断の活用

II. ビルの省エネルギー診断と結果概要

1. 診断ビルの概要
2. 業種・用途別診断件数
3. 業種・用途別エネルギー原単位
4. 業種・用途別エネルギー使用量
5. 診断による改善提案項目
6. 業種・用途別省エネポテンシャル
7. 省エネ診断・技術事例発表会
8. 省エネ・節電ポータルサイトの活用

III. 省エネルギー改善提案事例

- A 省エネルギー活動・管理体制等
- 事例 A-1 全員参加による「我慢しない省エネ」
 - 事例 A-2 診断を契機とした省エネ活動の活性化
 - 事例 A-3 設備更新計画を踏まえた省エネ活動
- B 熱源・熱搬送設備等
- 事例 B-1 ガス吸収式冷温水機の冷水出口温度調整
 - 事例 B-2 冷凍機冷却水ポンプのインバータ化
 - 事例 B-3 冷凍機の冷却水設定温度の調整
 - 事例 B-4 空調機ファンへのインバータ導入
 - 事例 B-5 ボイラ燃焼空気比の調整
- C 空調・換気設備等
- 事例 C-1 空調ウォーミングアップ時の外気取入
 - 事例 C-2 窓ガラスからの日射負荷低減
 - 事例 C-3 全熱交換器の整備
 - 事例 C-4 室内 CO₂ 濃度管理にて外気取入量削減
 - 事例 C-5 駐車場換気ファンの運用方法変更
- D 照明設備等
- 事例 D-1 蛍光灯器具の LED 化
 - 事例 D-2 LED 誘導灯の採用
 - 事例 D-3 タスクアンビエント照明の導入
- E 受変電、電力平準化設備等
- 事例 E-1 変圧器の更新、統合
 - 事例 E-2 デマンド監視によるピーク対策
 - 事例 E-3 コージェネレーションシステムの廃熱利用改善
- F ZEB 等
- 事例 F-1 中規模オフィスビルの更新による普及型 ZEB の実現
- G 太陽光発電等
- 事例 G-1 自家消費型太陽光発電設備導入
- 参考
- 共通事項の解説



https://www.shindan-net.jp/pdf/guidebook_building_2022.pdf
(省エネ・節電ポータルサイト カタログ・パンフレット内に掲載
<https://www.shindan-net.jp/catalog/>)

2-4 省エネ法（2018年改正）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）は、石油危機を契機として1979（昭和54）年に制定され、工場等（工場又は事務所その他の事業場）の設置者に対し、省エネ取組を実施する際の目安となるべき判断基準を示すとともに、一定規模以上の事業者にはエネルギー使用状況等を報告させ、取組が不十分な場合には指導・助言や合理化計画の作成指示等を行うこととしています。

○事業者の目標

中長期的に見て年平均1%以上のエネルギー消費原単位（エネルギー使用量を、床面積等エネルギー使用量と密接な関係を持つ数値で割った値）又は電気需要平準化評価原単位（夏期・冬期のピーク時間帯の電気使用量を1.3倍して算出した原単位）の低減

○規制の対象となる事業者

＜特定事業者・エネルギー管理指定工場等の指定＞

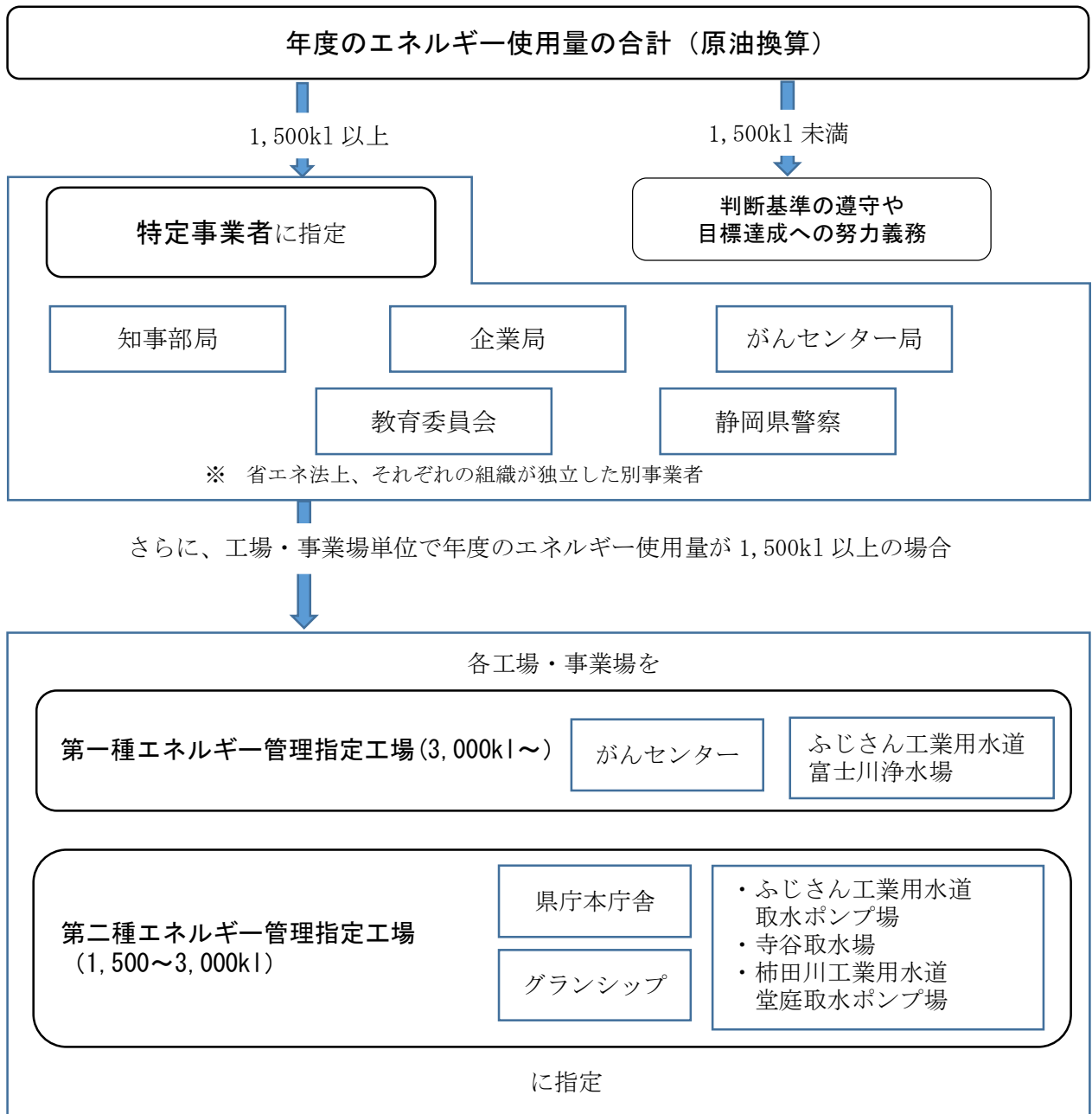
- ・設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度の使用量の合計量が1,500k1以上である事業者は「特定事業者」に、また、個別の工場や事業場等の単位でエネルギーの年度の使用量の合計量が1,500k1以上である場合は、各々が「エネルギー管理指定工場」等に指定されます。
- ・指定された事業者には義務や目標が課されます。

○本県における省エネ法の推進

- ・本県はエネルギーの年度の使用量の合計量が1,500k1以上のため、「特定事業者」に指定されています。ただし、資産管理を知事以外が行っているため、知事部局・企業局・がんセンター局・教育委員会・静岡県警察がそれぞれ独立した別事業者として「特定事業者」となり定期報告書の提出などの義務を負います。
- ・また、施設単位でエネルギーの年度の使用量の合計量が1,500k1以上の県有施設については、それぞれが「エネルギー管理指定工場」としての義務を負います。
- ・省エネ法に基づき、本プランのもと、全庁的に省エネ対策を推進するため、推進体制として、各事業者（組織）ごとに、エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を選任しています。また、エネルギー管理指定工場ごとにエネルギー管理員を選任しています。

【全体図】

○特定事業者・エネルギー管理指定工場に指定された県組織・施設



○義務

	特定事業者 (合算で 1,500kl/年度以上)	第一種エネルギー 管理指定工場 (単独で 3,000kl/年度～)	第二種エネルギー 管理指定工場 (単独で 1,500～ 3,000kl/年度)
選任すべき者	①エネルギー管理統括者 ②エネルギー管理企画推進者	エネルギー管理員	エネルギー管理員
提出書類	・定期報告書（毎年度） ・中長期計画書（原則毎年度）	定期報告書（指定表に 記入が必要）	定期報告書（指定表に 記入が必要）

2-5 静岡県地球温暖化防止条例

(1) 要旨

静岡県地球温暖化防止条例（平成19年7月1日施行）により、地球温暖化の防止について県、県民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策地域推進計画の策定、温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を定め、地球温暖化対策の推進を図ります。

(2) 概要

ア 目的（第1条）

県、事業者、県民及び観光旅行者等の参加と協働による取組を促進していくことにより、持続的な発展を実現し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与。

イ 責務（第3条～第7条）

県、事業者、県民の責務のほか、本県の観光客の多さを反映して、観光旅行者等に対する責務を規定。

ウ 地球温暖化対策地域推進計画（第8条～第9条）

地球温暖化対策地域推進計画の策定と計画に基づく地球温暖化対策の実施状況等を公表。

エ 事業活動等に係る地球温暖化対策（第10条～第26条）

部門別施策	施策の概要
1 事業活動に係る対策(産業・運輸部門) (第10条～第14条)	温室効果ガス排出削減計画書
2 自動車通勤等に係る対策(運輸部門) (第15条～第19条)	自動車通勤環境配慮計画書
3 機械器具に係る対策(家庭・運輸部門) (第20条～第22条)	省エネルギー性能情報の表示等 新車に係る温室効果ガスの排出の量等の説明
4 建築物に係る対策(業務部門) (第23条～第26条)	建築物環境配慮計画書

オ 地球温暖化防止に関する啓発等（第27条～第28条）

- ・地球温暖化防止に関する理解の促進
- ・県民又は民間団体が行う活動の業績の公表及び表彰

カ その他

- ・報告や資料の追加提出（第29条）

条例の施行において必要な限度において、各計画書に記載した措置の実施状況その他必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

- ・勧告（第30条～第31条）

正当な理由なく提出等をせず、又は虚偽の記載をして提出した者に対し、提出等、又は提出等の内容の是正すべきことを勧告。勧告を受けたものが正当な理由なく勧告に従わないときは、その内容等を公表。

参考 事業活動等に係る地球温暖化対策の詳細

体系別施策	施策	概要	対象者
1 事業活動に係る対策(産業・運輸部門)	温室効果ガス排出削減計画書の作成等	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量の報告 ・温室効果ガスの排出削減目標、排出削減のための計画の作成・提出・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内において、エネルギー使用量が、原油換算で1,500kl/年以上の事業所 ・小売業・サービス業を主な業務とする24時間営業事業者(コンビニエンスストア等) ・県内において一定台数以上の自動車(トラック・バス100台、タクシー150台)を使用する運輸事業者 ・エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスの排出量が、温室効果ガスの種類ごとに年間3,000t-CO₂以上の事業所
2 自動車通勤等に係る対策(運輸部門)	自動車通勤環境配慮計画の作成等	通勤時に使用する自動車から排出される温室効果ガスの排出抑制に係る計画の作成・提出・公表	従業員の数が1,000人以上で従業員の6割以上がマイカー通勤をしている事業所
3 機械器具に係る対策(家庭・運輸部門)	省エネルギー性能情報の表示等	ラベル等による家電製品(エアコン等)の省エネ情報の店頭表示、説明	県内の家電製品販売事業者
	新車に係る温室効果ガス排出の量等の説明	自動車(新車)を購入しようとする者に対する当該自動車の環境情報の提供・説明	県内の自動車(新車)販売事業者
4 建築物に係る対策(業務部門)	建築物環境配慮計画書の作成等	新築、増改築を行う建築物の環境配慮のために講ずる措置等を定めた計画の作成・提出・公表	県内において、環境への負荷が相当程度大きい建築物(床面積2,000㎡以上の建築物)の新築及び増改築を行おうとする建築主

2-6 県有施設への再生可能エネルギー等の導入実績（2022年現在）

本県では、県有施設へ再生可能エネルギーを率先して導入します。

なお、現状での再生可能エネルギー等の導入状況は次のとおりです。

(1) 太陽光発電

年 度	施 設 名	設置者	所在市町	規 模	備考
平成10年度	愛鷹広域公園多目的競技場	交通基盤部	沼津市	0.6kW	
平成16年度	企業局西部事務所都田浄水場	企業局	浜松市	50kW	
平成19年度	県庁本館屋上	経営管理部	静岡市	10kW	
	科学技術高等学校	教育委員会	静岡市	10kW	
平成21年度	総合教育センター	教育委員会	掛川市	10kW	
	伊豆総合高等学校	〃	伊豆市	10kW	
	浜松工業高等学校	〃	浜松市	10kW	
	静岡聴覚特別支援学校	〃	静岡市	10kW	
	清水特別支援学校	〃	静岡市	10kW	
	藤枝特別支援学校	〃	藤枝市	10kW	
平成22年度	県立美術館	スポーツ・文化観光部	静岡市	20kW	
	中遠総合庁舎	経営管理部	磐田市	5kW	
平成23年度	小笠山総合運動公園	交通基盤部	袋井市	10kW	
平成24年度	静岡空港（石雲院展望デッキ）	スポーツ・文化観光部	牧之原市	7.5kW	
	家畜保健衛生所（東部）	健康福祉部	函南町	6kW	
	家畜保健衛生所（西部）	健康福祉部	浜松市		
	裾野高等学校	教育委員会	裾野市	9kW	
	富士宮北高等学校	〃	富士宮市	9kW	
	袋井高等学校	〃	袋井市	9kW	
平成25年度	ふじのくに千本松フォーラム	スポーツ・文化観光部	沼津市	10kW	
	天竜高等学校	教育委員会	浜松市	20kW	
	下田高等学校	教育委員会	下田市	100kW	*1
	掛川東高等学校	〃	掛川市	49.5kW	*1
平成26年度	草薙総合運動場新体育館	交通基盤部	静岡市	10kW	
	浜松湖北高等学校	教育委員会	浜松市	20kW	
	東部特別支援学校	〃	伊豆の国市	20kW	
	西部特別支援学校	〃	浜松市	20kW	
	中央特別支援学校	〃	静岡市	20kW	
	御殿場特別支援学校	〃	御殿場市	20kW	
	富士特別支援学校	〃	富士市	20kW	
	藤枝特別支援学校	〃	藤枝市	10kW	
	袋井特別支援学校	〃	袋井市	20kW	
	浜北特別支援学校	〃	浜松市	20kW	
	浜名特別支援学校	〃	湖西市	20kW	

年 度	施 設 名	設置者	所在市町	規 模	備考
平成 26 年度	掛川特別支援学校	教育委員会	掛川市	150kW	
	吉田特別支援学校	〃	吉田町	20kW	
	天竜特別支援学校	〃	浜松市	10kW	
	浜松特別支援学校	〃	浜松市	20kW	
	静岡北特別支援学校	〃	静岡市	20kW	
	清水特別支援学校	〃	静岡市	10kW	
	沼津特別支援学校	〃	沼津市	20kW	
	沼津視覚特別支援学校	〃	沼津市	10kW	
	静岡視覚特別支援学校	〃	静岡市	10kW	
	浜松視覚特別支援学校	〃	浜松市	10kW	
	沼津聴覚特別支援学校	〃	沼津市	10kW	
	浜松聴覚特別支援学校	〃	浜松市	10kW	
	田町文庫	経営管理部	静岡市	49.5kW	* 1
	沼津技術専門校	経済産業部	沼津市	200kW	* 1
	富岳館高校	教育委員会	富士宮市	49.5kW	* 1
平成 27 年度	果樹研究センター	経済産業部	静岡市	20kW	
	ふじのくに地球環境史ミュージアム	スポーツ・文化観光部	静岡市	20kW	
	オフサイトセンター・環境放射線監視センター	危機管理部	牧之原市	10kW	
計	県有	45 施設		786.1kW	
	民間事業者 (* 1)	5 施設		448.5kW	
	県有・民間事業者	50 施設		1234.6kW	

* 1 : 民間事業者による太陽光発電導入事業

※ 平成28年度以降、新設なし

※ 廃止・撤去・移管した施設、県営住宅、富士山静岡空港事業用地を除く

(2) バイオマスエネルギー

年 度	内 容
平成17年度～	天城放牧場の家畜排せつ物や学校給食等の生ごみを原料としてメタンガスによる発電施設（30kW）を実証運転、平成25年度末に終了
平成18年度～	県庁内食堂等から回収した廃食油を精製して製造したバイオディーゼル燃料（BDF）を公用車（マイクロバス）に使用
平成25年度	森林・林業研究センター（浜松市浜北区）へ、バイオマス（木質ペレット）熱利用設備を導入 ペレット使用量（見込）：40m ³ /年 A重油削減量（見込）：10,150L/年（原油換算：10,252L/年）

(3) 中小水力発電

年 度	施 設 名	所在市町	規 模	備 考
平成25年度	奥野ダム	伊東市	120kW	
令和元年度	太田川ダム	森町	187kW	
計			307kW	

(4) 天然ガスコージェネレーション

年 度	施 設 名	所在市町	規 模	備 考
平成8年度	東部運転免許センター	沼津市	28kW	停止中
平成10年度	グランシップ	静岡市	750kW	
平成14年度	県立こども病院	静岡市	250kW	
平成20年度	県立総合病院（循環器病センター）	静岡市	380kW	
計	4施設		1,408kW	

(5) 地下水熱の利用

年 度	内 容
平成29年度	富士山世界遺産センター（富士宮市）に地下水利用ヒートポンプチラーを導入。空調熱源エネルギーの約20%を削減。 CO ₂ 削減量（見込）：100t-CO ₂ /年程度

2-7 公用車への電動車の導入状況

本県では、2030年度までに公用車を全て電動化（代替可能な電動車がない場合等を除く）することを目指しています。

電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド（HV）自動車を指しますが、本県では、電気自動車を優先して導入しています。

<電動車の導入状況（2022年3月31日時点）>

（単位：台）

導入年度	燃料電池	EV	PHV	HV	計(A)	全台数(B) (A/B)%
～2019（令和元）	0	2	4	42		
2020（令和2）	0	0	0	11		
2021（令和3）	0	0	0	17		
計	0	2	4	65※1	71	1,168 (6.1%)

※1 車種切り替え等のため、合計台数は合致しない

※2 知事部局、教育委員会を対象とする

2-8 電力の調達に係る環境配慮方針

温室効果ガスの排出削減について、契約の段階で環境負荷の低減を図るための考え方として、国では「環境配慮契約法基本方針」を定め、業務に関する諸契約について温室効果ガス等の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の具体的な方法を示しています。

○静岡県電力の調達に係る環境配慮方針のポイント

- (1) 全ての県有施設の電力調達入札に適用する。
- (2) 評価基準の配点表は、東京電力管内と中部電力管内に分けてそれぞれ作成する。評価基準については、競争入札を阻害しないことを考慮し、電気事業者の必要以上の裾きりを行わない範囲で県独自に決定する。
- (3) 以下の4項目の環境評価項目を定める。
 - ア 二酸化炭素排出係数
 - イ 未利用エネルギー活用状況
 - ウ 再生可能エネルギー導入状況
 - エ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組
- (4) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、5項目の評価項目を評価基準により算定した評価点の合計点が70点以上であることを入札参加資格とする「裾切り方式」を導入する。

○参考：環境配慮契約法について

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）平成19年施行

<目的>

国等の契約において、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、最も優れた物品や役務等を供給する者を契約相手とする仕組みを構築。

⇒国や地方公共団体等の温室効果ガス等の排出削減

⇒持続可能な社会の構築

<対象となる契約>

(1) 国、地方公共団体等の契約すべて

(2) 国の基本方針（平成19年12月7日閣議決定、平成26年2月4日変更閣議決定）により具体的な契約配慮の考え方を示している契約類型

ア 電気の供給を受ける契約：裾切り方式の導入

入札参加資格で環境に配慮した一般競争入札

イ 自動車の購入及び賃貸借に係る契約：総合評価落札方式の導入

ウ 船舶の調達に係る契約：環境配慮型プロポーザル方式の導入（船舶の設計）

裾切り方式の導入（小型船舶の調達）

エ 省エネルギー改修事業（ESCO）に係る契約：総合評価落札方式

オ 建築物の設計に係る契約：環境配慮型プロポーザル方式の導入

カ 産業廃棄物の処理に係る契約：裾切り方式の導入

<地方公共団体に対する規定：環境配慮契約の努力義務>

- (1) エネルギーの合理的かつ適切な使用⇒使用量の削減（第4条）
- (2) 環境配慮契約の推進⇒供給サイドへの働きかけ
- (3) 環境配慮契約の推進に関する方針の作成（第11条 第1項）

2-9 グリーン購入の促進

県では、2001（平成13）年10月に、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づき、「静岡県環境物品等の調整に関する基本方針」を策定しました。

2009（平成21）年2月に国が特定調達品目を追加したことを受け、2009（平成21）年4月に基本方針を改定し、本県独自の配慮事項を含め、追加を行いました。以降、国の基本方針の改訂に従い、毎年、方針の見直しを行っています。

紙類のコピー用紙については総合評価方式を導入し、調達を行っています。

また、物品納入業者等に対して、次のような要請をしています。

- ・低公害車、低燃費車等による配送やアイドリングストップなどの徹底
- ・納入物品等の包装の簡素化
- ・納入物品等の包装材や容器等について、物品納入業者等による回収・再利用

○環境物品等の調達推進の基本的考え方

- (1) 環境物品等の調達に当っては、以下の要件を考慮する。
 - ・製造、流通及び使用において、資源やエネルギーの消費が少ないこと。
 - ・リサイクルされた素材や再利用された部品を多く使用していること。
 - ・長期使用、再利用、リサイクルが可能な構造であること。
 - ・廃棄の際に、処理や処分が容易なこと。
- (2) 事前に購入の必要性和適正量を十分検討し、購入総量を可能な限り抑制するとともに、環境物品等の計画的な購入に努めることとする。

2-10 ごみ削減作戦

循環型社会の構築及び温室効果ガスの排出削減に向け、県の事務事業において自ら率先して廃棄物の総量削減とリサイクルの推進に取り組むことにより、事業者、県民の主体的な取組を推進することを目的として、2005（平成17）年度から実施しています。

<取組内容>

3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進

○分別徹底によるごみ削減とリサイクルの推進

庁内で統一した分別表示を掲示するなど、分別しやすい環境整備を行い、ごみ分別の徹底によるごみ削減を図っています。特に、リサイクル可能な雑紙類や廃プラスチック類の分別を徹底し、リサイクルを推進しています。

○職員一人ひとりのごみ削減に向けた意識の向上

全庁掲示板を活用した啓発を行っています。（分別の徹底、マイボトルやマイバッグなどのマイグッズ利用促進等）

○ごみ箱の撤去、専用ダストカートの設置

事務室内に設置されていたごみ箱を撤去し、フロアごとに専用ダストカートを設置することにより、ごみを安易に捨てる意識を変えることで、分別意識を強くしています。

参考3 推進体制・これまでの経緯

3-1 静岡県地球温暖化対策推進本部

(1) 目的

静岡県における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進

(2) 設置年月日

2009（平成21）年1月19日

(3) 所管事務

- ・県内の温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策の推進及び調整（「静岡県地球温暖化対策実行計画」の推進）
- ・県の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出抑制のための措置（本プランの推進）
- ・県内の気候変動の影響による適応策の推進（「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」の推進）

(4) 組織

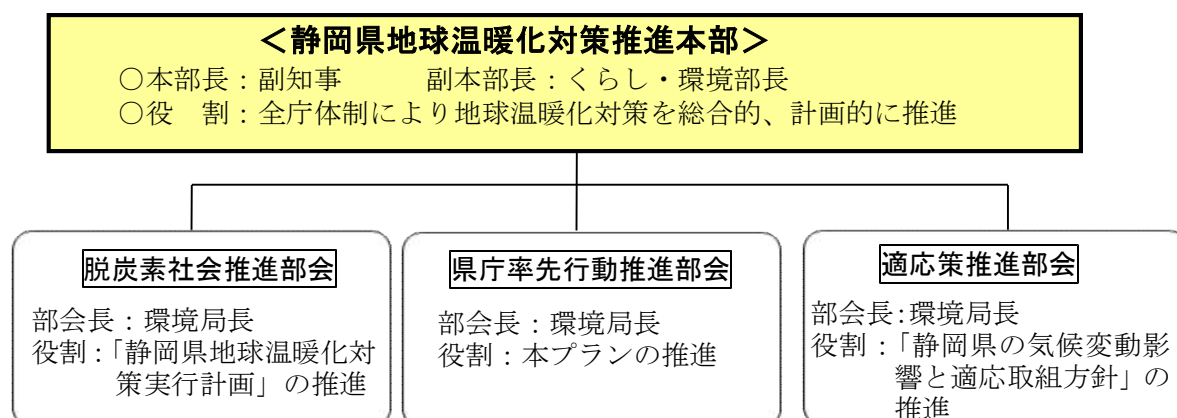
ア 構成員

本部長：副知事			
副本部長：くらし・環境部長			
本部員（20名）			
知事直轄組織 政策推進担当 部長	知事直轄組織 デジタル戦略担当 部長	知事直轄組織 地域外交担当部長	危機管理部長
経営管理部長	スポーツ・文化観光 部長	健康福祉部長	経済産業部長
農林水産担当 部長	交通基盤部長	出納局長	企業局長
がんセンター 局長	議会事務局長	人事委員会 事務局長	監査委員事務局長
労働委員会事務 局長	収用委員会事務局長	教育部長	警察本部総務部長

イ 部会

- ・脱炭素社会推進部会、県庁率先行動推進部会、適応策推進部会の3部会を設置
- ・推進本部の所掌事務について、具体的検討を実施
- ・部会は、必要に応じ、ワーキング・グループを設けることが可能

<組織イメージ図>



ウ 静岡県地球温暖化対策推進本部 県庁率先行動推進部会員名簿

区分	部局名	職名
部会長	くらし・環境部	環境局長
部会員	知事直轄組織	総務課長、デジタル戦略課長
	危機管理部	総務課長
	経営管理部	総務課長、資産経営課長
	くらし・環境部	総務課長、環境政策課長、廃棄物リサイクル課長
	スポーツ・文化観光部	総務課長
	健康福祉部	総務課長
	経済産業部	総務課長
	交通基盤部	総務課長、建築企画課長、設備課長
	出納局	会計総務課長、用度課長
	企業局	経営課長
	がんセンター局	がんセンター事務局管理課長
	議会事務局	総務課長
	人事委員会事務局	総務課長
	監査委員事務局	総務課長
	労働委員会事務局	総務課長
	収用委員会事務局	審理調整課長
	教育委員会	教育総務課長、教育施設課長
警察本部	会計課長、施設課長	

(5) 開催実績

年月	内容
R4 (2022) 年 6 月	第 1 回県庁率先行動推進部会担当者会議 (書面開催)
8 月	第 1 回計画策定ワーキング・グループ
10 月	第 2 回計画策定ワーキング・グループ
11 月	第 1 回県庁率先行動推進部会
R5 (2023) 年 1 月	第 2 回県庁率先行動推進部会 (書面開催)
3 月	静岡県地球温暖化対策推進本部 (書面開催)

3-2 過去の計画と実績

本県では、これまで、以下のとおり、県の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に取り組んできました。

(1) しずおかスマートオフィス実践プラン（2018（平成30）年3月）

計画期間	2018（平成30）年度～2030（令和12）年度
対象範囲	県のすべての事務事業（教育委員会、警察、指定管理者制度導入施設含む）
基準年度削減目標	温室効果ガス排出削減目標 2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を、2013（平成25）年度比で40%削減する。（2022（令和4）年度の目安：2013年度比で28.5%）
実績	<ul style="list-style-type: none"> 県全体の2020（令和2）年度の温室効果ガス削減量は、2013（平成25）年度比29.1%削減（52,851t-CO₂削減）であり、2022（令和4）年度目安である目標値の28.5%削減を達成した。 達成要因としては各部局の夏季・冬季の重点期間を中心とした省エネ取組の実施や設備更新時の省エネ機器の導入、「静岡県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づく電力調達入札の実施に加え、電力の二酸化炭素排出係数が減少したこと等が考えられる。

(2) 新しずおかエコオフィス実践プラン（2015（平成27）3月）

計画期間	2014（平成26）年度～2017（平成29）年度
対象範囲	県のすべての事務事業（教育委員会、警察、指定管理者制度導入施設含む）
基準年度削減目標	<p>ア 温室効果ガス排出削減目標 2017（平成29）年度の温室効果ガス排出量を、2013（平成25）年度比で5%削減する。</p> <p>イ その他の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ削減の推進のため、率先した取組を継続実施 水、紙の使用量は、削減に努める。
実績	<ul style="list-style-type: none"> 県全体の2016（平成28）年度の温室効果ガス削減量は、2013（平成25）年度比20.1%削減（36,563t-CO₂削減）であり、目標値の5%削減を達成した。 達成要因としては、電力使用量の多い夏期及び冬期に重点取組期間を定め、各施設において数値目標を設定するなどして、積極的に省エネルギー行動をとったこと、エネルギー使用量の大きな下水道関連施設が市へ移管したこと及び電気事業者ごとの排出係数が大幅に改善したためであると考えられる。

(3) しずおかエコオフィス実践プラン（2011（平成 23）年 3 月）

計画期間	2011（平成 23）年度から 2013（平成 25）年度
対象範囲	県直営のすべての事務事業（教育委員会、警察等含む）
基準年度削減目標	ア 温室効果ガス排出削減目標 2013（平成 25）年度の温室効果ガス排出量を、2009（平成 21）年度比で 5%削減する。 イ その他の目標 ・焼却廃棄物排出量は、2008（平成 20）年度比で 2013（平成 25）年度までに 7%以上削減することを目標とする。 ・水、紙の使用量は、削減に努める。
実績	・県全体の 2013（平成 25）年度の温室効果ガス削減量は、2009（平成 21）年度比 9.8%削減（15,651t-CO2 削減）であり、目標値の 5%削減を達成した。 ・達成要因としては、2011（平成 23）年度から毎年、夏期は 2010（平成 22）年度比 15%、冬期は 5%の節電目標を掲げて全庁的に節電に取り組んだことがあげられる。

表紙・裏表紙のデザイン

多摩美術大学 情報デザイン学科 情報デザインコース

3年生 杉山 泉未



静岡県 くらし・環境部 環境局 環境政策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL : 054-221-3781

FAX : 054-221-2940

E-mail : kankyou_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp